

2020年
6月15日号

中国新型コロナ関連ニュース

「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の審理についての指導意見(二)」 執筆者:野村 高志、張 翠萍、東城 聡

始めに

前回のニューズレター¹では、新型コロナウイルス性肺炎感染症流行(以下「本件感染症流行」といいます。)について最高人民法院が4月16日に公布した「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(一)」²(以下「本件指導意見(一)」といいます。)についてご紹介しました。

その後、5月15日に至って、「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(二)」(以下「本件指導意見(二)」といいます。)が公布されました。

本件指導意見(一)は、最高人民法院が、各レベルの人民法院による本件感染症流行に関わる民商事分野の案件の審理に対する指導を強化すべく出されたものであり、訴訟上又は訴訟外の手続、契約紛争事件の審理における不可抗力や事情変更の適用、労働紛争事件の審理、並びに懲罰的賠償等の比較的広い範囲に渉る内容を含んでいましたが、やや総論的で抽象的な内容に留まっていました。

本件指導意見(二)は、本件指導意見(一)をベースに、次の三つのカテゴリーに分けて、本件感染症流行の影響を比較的大きく受ける売買契約、建物の賃貸借契約、金融関連契約及び医療保険契約等の契約並びに企業破産案件等にフォーカスする実務的かつ詳細な規定として、合計23条の指導意見を設けています。本稿では、その主要な内容について概要をご紹介します。別添の、本件指導意見(二)の全文の参考訳もご参照ください。

本件指導意見(二)は次の三つの部分から構成されています。

- 一. 契約事件に関する審理
- 二. 金融事件に関する審理
- 三. 破産事件に関する審理

¹ 「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の審理についての指導意見」(西村あさひ法律事務所中国ニューズレター2020年5月15日号)https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/china_200515.html

² 法発[2020]12号

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

1. 「契約事件に関する審理」について

(1) 売買契約に関して(第1項～第4項)

本件指導意見(二)、一の第1項～第4項は、売買契約について、本件感染症流行に関連する具体的なケースに応じた案件処理の内容を規定しています。

第1項では、感染症流行又は感染症流行の防止・抑制措置(以下「本件感染症流行など」といいます。)によって売買契約を履行できない、又は履行コストが増加した場合において、契約を継続しても契約目的の実現に影響を及ぼさないとき、契約を解除できないとされる一方、本件感染症流行などによって売主が約定の期限どおりに注文を完了できず、又は貨物を引き渡すことができなくなり、履行を継続しても買主の契約目的を実現することができない場合において、契約解除及びそれに伴う返金や売主の違約責任免除を認めるとされています。これは、不可抗力を理由とする契約解除は「契約の目的が実現できなくなる」場面に限るとの原則を改めて確認するものでもあります。

第2項は、本件感染症流行などが、コスト増加又は価格の大幅な低下をもたらすことから、売買契約の履行の継続が一方当事者に明らかに不公平となる場合において、一方当事者が価格調整を請求したときは、実情を考慮して価格調整を行う旨が規定されています。

同様に、期限どおりに納品又は支払ができない場合における履行期間の変更請求についても、公平原則に基づいた履行期間の変更が認められる可能性があることを規定しています。

第3項は、感染症防止物資の売買契約について、売主が買主と売買契約を締結した後、売主が第三者に高額で転売した場合において、売主の得た利益を買主が損害として損害賠償請求したときにこれを認めるとされていると同時に、感染症防止物資に対する政府の臨時徴用などによる契約履行不能に係る違約責任の追及を認めないとされています。これは、契約履行不能に係る違約責任の免除は不可抗力による場面のみに限る旨を明らかにしています。

第4項は、商品住宅の売買契約について、本件感染症流行などにより売主が期限どおり建物を引き渡せない場合又は買主が代金を支払うことができない場合でも、解除及び違約責任を認めないという内容です。但し履行期間の変更は公平原則に基づいて認められる可能性があります。

第2項及び第4項の場合に、契約の変更を請求したときは実情を考慮して公平原則に基づいた変更を認めるというのは、本件指導意見(一)第3項(2)の規定の運用について詳細な適用の方針を定めたものと思われ、第2項及び第4項のみならず、本件指導意見(二)所定の各種契約の取扱いにおいて一貫しています。この点、本件指導意見(一)第3項(2)では、本件感染症流行などの「直接の影響を受けて生じた契約紛争事件」について、「明らかに不公平」である場合には、事件の実情を踏まえて、契約の内容を変更という効果(事情変更)を認めうるとしています。

本件指導意見(一)における事情変更の要件(全文については前回 NL の和訳参照のこと)

三. (前略)感染症流行又は感染症流行の防止・抑制措置の直接の影響を受けて生じた契約紛争事件は、(中略)感染症流行の異なる地区、異なる業種及び異なる事件に対する影響を総合的に考慮し、感染症流行又は感染症流行の防止・抑制措置と契約の履行不能との間の因果関係及び原因との関連性の大小を正確に把握し、次の規則に従い処理しなければならない。

(二)(前略)契約の継続履行が一方の当事者にとって明らかに不公平であり、当該当事者が契約の履行期間、履行方法及び代金額等の変更を請求した場合には、人民法院は、事件の実情を踏まえて支持するか否かを決定しなければならない。(中略)感染症流行又は感染症流行防止・抑制措置により契約目的が実現できなくなり、当事者が契約の解除を請求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

このような事情変更原則としては、契約法解釈³第 26 条の「重大な状況変化による変更等」に定められている「事情変更の原則」が一般的に知られています。この契約法解釈第 26 条においては、「不可抗力によらず」という明文の文言があります。しかし、本件指導意見(一)の事情変更原則に関する規定では不可抗力が成立する場合が排除されていません。むしろ上述のように本件感染症流行などの「直接の影響を受けて生じた契約紛争事件」が前提となっており、このような契約紛争事件には不可抗力(予見できず、避けることができず、かつ、克服できない客観的状況)による場合が含まれると合理的に解釈されます。この点で、契約法解釈第 26 条の事情変更と異なります。なお、2021 年 1 月 1 日施行予定の民法典⁴の事情変更を規定した条文(同民法典第 533 条)においても、契約法解釈第 26 条に記載されていた「不可抗力によらず」という要件がなくなっています。「不可抗力」が成立しない場合に事情変更を検討するという契約法解釈から、民法典においては不可抗力が成立する場合でも事情変更が成立させる形となり、「不可抗力によらず」という文言がなくなったと解されますが、本件指導意見も同様の流れにあると思われます。

なお、これまで、最高人民法院は、3 月 24 日、3 月 31 日及び 4 月 22 日の三回に分けて、合計 31 件の全国法院の感染症流行の防止・抑制期間中の業務再開・生産再開の支援・保障に係る民商事の典型判例を公表し、一回目に公表された 10 件の典型判例はすべて和解によって終結しています。これは、主に当事者が返済の延期、担保の追加等の方法を通じて互いに理解し、譲歩し合うことを誘導するためであり、うち 1 件の訴額は 2.3 億人民元にも上り、人民法院は立件から和解・終結、更には執行まで 10 日ほどで終了させています。

(2) 建物の賃貸借契約に関して(第 5 項及び第 6 項)

第 5 項では、経営用の建物の賃貸借契約について、本件感染症流行などにより賃借人が期限どおりに賃料を支払えないことを理由とする、契約の解除及び違約責任の追及を禁じています。但し、展覧会、会議又は祭り・縁日のような特定の期間に限定する活動を目的とする臨時敷地賃貸借契約について、当該活動が本件感染症流行などにより取り消された場合には、契約の解除及び前払金・手付金の返還を認めることとされています。

第 6 項は、国有企業等の建物の賃貸借契約について、本件感染症流行などの影響により経営が困難となった小規模サービス事業者等の賃借人が、政策に基づく一定期間の賃料免除を請求した場合には、人民法院はこれを認めるとし、これは本件感染症流行などと関連する国の賃料減免政策⁵を不可抗力規則の正確な適用により当事者の権利義務を確定する重要な参考要素とし、よって、これらの優遇政策の実現を図るものといえます。

但し、非国有建物の賃貸借契約については、本件感染症流行などにより「賃料を継続して支払うことがその者にとって明らかに不公平である場合」について、人民法院はまず賃料減免政策を参照し当事者を調停に誘導すべきことが規定されています。調停が不調となった場合には、公平原則に基づき契約内容の変更を判断することになります。

(3) その他契約(第 7 項～第 9 項)

第 7 項は、工事の請負契約について、請負人が工期通りに施工を完了できない場合に、発注人による違約責任の追及を認めず、請負人による工期の延長の請求を認めると規定します。また、本件感染症流行などによって、工事のコストが大幅に上昇した場合に、請負人が価格調整を請求したときは、人民法院は、実情を考慮して公平原則に基づき調整すると規定しています。

第 8 項は教育トレーニング契約について、オフラインで契約通りに実行できないものの、オンラインでの実施により契約の目的を実現できる場合には、契約解除の請求を認めないとの内容です(オンラインで契約の目的を実現できない場合には解除が認められます。)。但し、当事者が契約期間や費用の変更を請求したときは、人民法院は実情を考慮して公平原則に基づき契約を変更するとしています。オフラインからオンラインへの変更を柔軟に認めることで契約の履行が継続されることを目的とした規定と思われます。

第 9 項は、制限能力者がオンラインで、ネットワーク有料ゲームやライブ配信で不相当な支払をした場合において、後見人が返還請求をしたときにはこれが認められるという内容です。本件感染症流行などのため在宅し、インターネットを中心とする生活の中で未成年者によるこのような行為や事件が頻発したことが背景にあるようです。

³ 「中華人民共和国契約法」の適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈(二)(法釈(2009)5号、2009年5月13日施行)

⁴ 中華人民共和国民法典(国家主席令(45号))

⁵ これまでは、本件感染症流行などと関連する賃料の優遇政策は各地方制定のものしかありませんでしたが、2020年5月9日に、全国レベルの法令として「新型コロナウイルス肺炎感染症流行に対応し、サービス業の小・零細企業及び個人工商業者を更に扶助して建物賃料圧力を緩和することに関する指導意見」(关于应对新冠肺炎疫情进一步帮扶服务业小微企业和个体工商户缓解房租租金压力的指导意见)(发改投資規定[2020]734号)が公布・施行されています。

2. 「金融事件に関する審理」について

(1) ローン契約及び担保に関して

本件指導意見(二)第10項は、ローン契約について規定しています。

本件感染症流行などの影響で一時的な困難に遭遇した企業、特に中小又は零細企業の借り入れに関する紛争は、別途中国人民銀行等の五部門が出した金融支援の更なる強化に関する通知⁶などの一連の金融支援政策を十分に考慮して審理するものとされています。金融機構が金融支援政策に違反する借入金の期限到来の繰上げ又は一方的な契約解除等の訴訟上の主張は支持しないと、金融機構が受け取る利息(費用等に名目を変えた利息を含みます。)が利率に関する優遇政策を越えている場合は、超過分を認めないとしています。

また、本件感染症流行などに関連して入院・隔離された人など、ローン返済が困難となった人員の類型を列挙し、こうした人員についての住宅ローン及びクレジットカード等の個人ローンについて、人民法院は実情を考慮して公平原則に基づき弁済期間を変更しなければならないとしています。

同第11項は、動産等に対して設定された浮動担保(フローティング・チャージ)を実行するに際して、それが企業の感染症防止物資の生産・経営に危害を及ぼすことが証明された場合には、本件感染症流行などの影響が除去された後で再度実行するものとされています。

(2) 証券関係の契約及び紛争に関して

本件指導意見(二)第12項では、証券会社を債権者とする、証券市場で取引される株式に設定された質権、及び証券信用取引に係る紛争について、人民法院は、まずは中国証監会の関連政策⁷を参照して、協議による解決を誘導し、協議が不調の場合に規則違反の手仕舞い強行による損害の拡大部分についての賠償請求を認める等の規定が置かれています。

同第13項では、上場企業の虚偽陳述による投資者の損害賠償事件において、損害額を認定する場合、「証券市場の虚偽陳述により生じた民事賠償事件の審理に関する最高人民法院の若干の規定」第19条第4項の規定⁸に従って本件感染症流行などの影響により生じた株価下落損害と虚偽陳述の要素により下落した部分とを区別することが規定されています。

(3)VAM 契約に関して

VAMとは英語の「Valuation Adjustment Mechanism」の略で、日本語でバリュエーション調整メカニズム契約、ギャンブル契約等と呼ばれています。元々は、IT企業のように担保提供できる資産が殆ど無い会社が投資家から投資を受けようとする場合において、資金提供者側のリスクが非常に高いことから、事業の業績達成又は不達成を条件として投資リスクを抑えるために設定される条項をいいます。

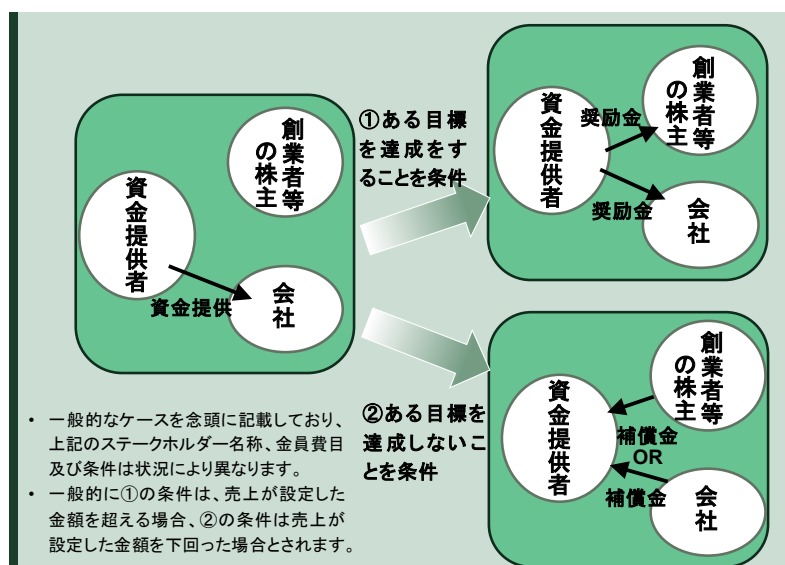
⁶ 新型コロナウイルス性肺炎感染症流行の防止・抑制に対する金融支援の更なる強化に関する通知(銀発〔2020〕29号)

⁷ これまで、最高人民法院及び中国証監会は、証券に係る裁判外紛争解決メカニズムの共同推進・確立に関する2つの規定(法〔2016〕149号及び法〔2018〕305号)を共同で出しています。

⁸ 当該規定では、虚偽陳述により訴えられた者が、原告の損害の全部又は一部が証券市場システムリスク等のその他の原因によるものであることを証明できた場合に、因果関係が否定される旨を規定しています。

下図は、設定される条項の典型的な内容を図示化したものです。

図 VAM 契約について



図の①は、例えばある年度の業績が一定の金額を超えた場合に、更に株式又は現金等の付与により会社又は株主・経営陣奨励を与えるという条項です。図の②は、ある年度の業績が達成されない場合に、会社又は株主・経営陣が、新たな資金提供者に株式又は現金等の付与により補償するような条項が挙げられます。

このうち図の②については、最高人民法院は、会社による資金提供者への補償は、会社及び会社債権者の利益を害するものであり認められないものの、株主による補償承諾は、会社及び会社債権者の利益を損なわず、法令に違反するものとはいえないとしました⁹。

本件指導意見(二)第 14 項は、卸売・小売、宿泊・飲食、物流運送及び文化・観光等の本件感染症流行などによる影響が重大な業種の会社又はその株主・実際支配者が締結した上述のような VAM 契約に係る紛争について、人民法院は、本件感染症流行などの実情を十分に考慮して、当事者が契約を協議によって変更又は解除するよう誘導するものとしています。そして、協議が不調である場合には、約定した業績基準又は業績補償金額に従って履行を継続することが一方当事者にとって明らかに不公平である場合に、公平原則に基づき変更又は解除させ、及び契約解除による損失を合理的に分担させるべきとしています。

なお、VAM 契約において会社の中小株主と実際支配者又は支配株主が業績補償について連帯責任を負う旨を明確に約定していない場合には、連帯責任を負う旨を求める投資家の訴訟請求は支持しないものとし、VAM 契約の約定範囲を超えた業績補償責任主体の拡大に係る主張を否定しています。

(4) 医療に関する契約紛争に関して

本件指導意見(二)第 15 項及び第 16 項は、医療保険契約及び医療機器ファイナンスリース契約について規定しています。

第 16 項は、医療設備のファイナンスリース契約に関する民事紛争において、ファイナンスリース会社が医療機器の販売に係る行政許可を取得していないことを理由として、ファイナンスリース契約が無効である旨を主張する医療機関の抗弁を認めないことを明確にしています。

3. 「破産事件に関する審理」について

(1) 破産申立の受付に関して

本件指導意見(二)第 17 項及び第 18 項は、本件感染症流行などを背景とする破産受理の手続についての各人民法院への指針となっています。

具体的には、第 17 項では、できる限り裁判外の和解、私的整理、プレパッケージ型再建を目指すように勧めています。さらに第 18 項は、破産受理の審査においては、本件感染症流行などの影響によるものかどうかを区別して、感染症が流行する前は経営状態が良好であったが、本件感染症流行などの影響を受けて経営・資金繰りが困難となった場合は、直ちに破産手続の開始を裁

⁹ 最高人民法院(2012)民提字第 11 号民事判決書

定すべきではないとし、一方で本件感染症流行などの影響を受けずに既に経営状況が悪化している場合には、遅滞なく破産申立てを受理すべきとしています。これらのことから、本件感染症流行などの影響を受ける企業の破産申立てを慎重に取扱い、可能な限り企業存続させ、よって社会安定や経済発展を図るとの中国政府の思惑が伺えます。この点、司法手続とは異なりますが、本件感染症流行後に整理解雇の実施にあたり、人員裁減を行う当局に打診したところ、法定の要件を満たしているにもかかわらず否定的な態度を取られたことがあります。こうした動きや今回の指導意見から、本件感染症流行を理由とする解雇及び破産を安易に認めず社会的安定を継続したいという政府の意図を読み取れるように思われます。

(2)執行手続と破産手続との結びつきに関して

本件指導意見(二)第 19 項において、執行手続において破産事由を有すると判明した場合は、破産審査に切り替えるように誘導し、更に更生・和解手続が有効であれば、そのように企業を誘導するよう規定されています。2020 年 3 月 31 日に最高人民法院が公表した全国法院の感染症流行の防止・抑制期間中の業務再開・生産再開の支援・保障に係る民商事の典型判例(二回目)に挙げられている 8 件の業務再開・生産再開の保障に係る破産・更正、和解の典型判例のうち、広東新港興混凝土有限公司和解事件では、法院は「執行から破産への移行」の業務メカニズムを十分に活用し、個別事件の執行を破産手続に移行し、債務紛争の一斉解決を試みました。事件の受理後、人民法院は、企業の具体的な状況に応じて、適時に破産法の和解手続に移行することにより、企業の 1.7 億人民元の債務を一括解決し、1 億人民元近くの企業生産力を維持し、企業をできる限りの範囲で救済し、債権者の利益を保護しました。

(3)更生手続に関して

本件指導意見(二)第 20 項は、更正¹⁰手続について、より柔軟な対応をすることで、本件感染症流行などによる影響を押さえることを狙っています。具体的には再生計画案提出の期間について、6 ヶ月間を限度に本件感染症流行などの影響を受けている期間を算入しないことができること、更生計画又は和解合意の執行段階において 6 ヶ月間の延長を限度に執行期限のみを変更するときは、債権者集会などの議決を経ずに人民法院が債務者又は債権者の申請により直接に裁定できること等が定められています。

(4)債権者・債務者の保護に関して

本件指導意見(二)第 21 項は、債権届出期間を柔軟にするなど、債権者の実体法条及び手続上の権利保護について規定しています。同第 22 項は共益債務の融資制度の活用による債務者への資金的援助などについて規定しています。人民法院が積極的に、債務者の営業を継続させるように誘導するといった内容ですが、司法が経済政策の見地から積極的な役割を期待されているように見受けられる点は、非常に興味深く感じます。

4. さいごに

本件指導意見(一)が、やや総論的で抽象的な内容であったのに比べて、本件指導意見(二)は、契約の類型毎に具体的かつ実務的な内容について定めています。

これは、人民法院が実際に各種の案件を処理する中で、本件指導意見(二)で取り上げられた事項が争点となり、又は争点となることが予想されたために、特に規定されたものであると評価できます。これまで最高人民法院が公表した合計 31 件の全国法院の感染症流行の防止・抑制期間中の業務再開・生産再開の支援・保障に係る民商事の典型判例からもその実態が窺えます。

今後も更に、本件感染症流行に関する最高人民法院の指導意見が出されるかは分かりませんが、本件指導意見(二)は、これからも多数発生するであろう本件感染症流行に関連する案件を処理する上で、実務上大きな役割を果たすものと思われる。また、最高人民法院が今後公表する典型裁判例も引き続き注視するに値すると思料いたします。

以上

¹⁰ 原文では、「重整」であり、日本の会社更生手続とは異なる部分もあります。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズブルックハウステリング法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。



ちよう すいひょう
張 翠萍

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
c_zhang@jurists.co.jp

2004年中国律師登録、2011年外国法事務弁護士(中国法)登録。1999-2010年8月、糸賀・曾我法律事務所等を経て、中倫律師事務所にてパートナーを務め、2010年9月より現職。中国対外経済貿易大学国際戦略投資研究センター専門家顧問委員会委員等を務める。

日中間の投資・M&A、企業法務、労働法務、クロスボーダー取引法務、事業再生/倒産、契約交渉及び紛争解決、不動産開発及び医療・医薬分野等を主な業務分野としている。

主要著作に「中国における訪問販売の事業展開について～日系企業初のライセンス取得も踏まえて～」(国際商事法務 Vol.42 No.9(2014年9月号))、「アジア進出・撤退の労務-各国の労働法制を踏まえて」(中央経済社 2017年6月発行)、「個人情報保護法制と実務対応」(商事法務 2017年12月発行)等多数。



とうじょう さとし
東城 聡

西村あさひ法律事務所 弁護士
sa_tojo@jurists.co.jp

米国系コンサルティング会社勤務を経て、2008年弁護士登録。

2008-2012年ブレイクモア法律事務所、2012-2016年高井・岡芹法律事務所 上海代表処首席代表、2016-2019年瓜生・糸賀法律事務所 上海代表処首席代表としての勤務を経て、2020年1月より現職。

中国業務を中心として、新規投資、リストラクチャリング、不正調査・防止業務、会社法・労働法対応を通して日系企業を支援する。

* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティsteam

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eap@jurists.co.jp
URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号 写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@jurists.jp